

当座勘定規定改定のお知らせ

令和8年7月吉日

お客様各位

平素より東栄信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当金庫は「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」にもとづく取組みをかねてより進めております。その対応の一環といたしまして「当座勘定規定（一般用）」を改定し、「当座勘定規定」とすると共に「当座勘定規定（手形小切手非発行口座用）」を廃止いたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 改定となる規定

- ・当座勘定規定(一般用) → 当座勘定規定

2. 廃止となる規定

- ・当座勘定規定(手形小切手非発行口座用)

3. 改定内容

別紙の「新旧対照表」をご確認ください。

4. 改定日

令和8年10月1日（木）

以上

本件についてのお問い合わせは、お取引店の営業担当者、または窓口までご遠慮なくお申し出ください。



東栄信用金庫

新	旧
当座勘定規定 第1条（当座勘定への受入れ） ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 ② 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 ③ 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続きを済ませてください。 ④ 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 第7条（手形、小切手等の支払） ① 小切手が支払のため呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。 ② 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 ③ 当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。 A. 届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印のうえ、当座勘定入金通帳または当座預金キャッシュカードと共に提出する方法。 B. 小切手を使用する方法。 ④ 前項の払戻に払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人	当座勘定規定 第1条（当座勘定への受入れ） ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 ② 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 ③ 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続きを済ませてください。 ④ 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 第7条（手形、小切手の支払） ① 小切手が支払のため呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 ② 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 ③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。

確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。

第8条（手形、小切手用紙等）

- ① 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。
ただし、令和8年9月30日までに振り出してください。
- ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ令和8年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。
- ③ 前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。
- ④ 当座勘定から支払をした手形または小切手のうち、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫に連絡してください。
- ⑤ 払戻請求書の交付請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。
- ⑥ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙は、その支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- ⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

第9条（支払の範囲）

- ① 呈示された手形、小切手等の金額および引き落しの金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。
- ② 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

第8条（手形、小切手用紙）

- ① 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。
- ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- ③ 前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。
- ④ 当座勘定から支払をした手形または小切手のうち、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫に連絡してください。
- ⑤ 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。
- ⑥ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙は、その支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- ⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

第9条（支払の範囲）

- ① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。
- ② 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

第 10 条（支払の選択）

同日に数件の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

第 12 条（手数料等の引落し）

- ① 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。
- ② 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当金庫所定の手続をしてください。

第 15 条（届出事項の変更）

- ① 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、当座預金キャッシュカード、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。
- ② 前項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- ③ 第 1 項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- ④ 当座勘定の開設等の際には、当金庫は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店に届出てください。

第 16 条（印鑑照合等）

- ① 手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第 10 条（支払の選択）

同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

第 12 条（手数料等の引落し）

- ① 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。
- ② 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当金庫所定の手続をしてください。

第 15 条（届出事項の変更）

- ① 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。
- ② 前項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- ③ 第 1 項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第 16 条（印鑑照合等）

- ① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- ② 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含まず）を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- ③ この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第 1 項と同様とします。

第 17 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）

- ① 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、令和 8 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。
- ② 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第 18 条（線引小切手の取扱い）

- ① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、令和 8 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。
- ② 前項の取扱いをしたため、小切手法第 38 条第 5 項の規定による損害が生じても、当金庫はその責任を負いません。また、当金庫が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。

- ② 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含まず）を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- ③ この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第 1 項と同様とします。

第 17 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）

- ① 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
- ② 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第 18 条（線引小切手の取扱い）

- ① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。
- ② 前項の取扱いをしたため、小切手法第 38 条第 5 項の規定による損害が生じても、当金庫はその責任を負いません。また、当金庫が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。